

◇大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 職員の管理職手当の月額を改定することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規程は、公布の日（令和6年11月29日）から施行し、令和6年4月1日から適用することにしました。

（水道局総務部職員課）